

○特許庁告示第十二号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。
平成二十三年五月二十三日
特許庁長官 岩井 良行

Table with 4 columns: Registration No., Registration Date, Registrant Name, and Registration Details. Includes entries for No. 25 and No. 21.

○国土交通省告示第五百二十六号
土地区画整理法昭和二十九年法律第九十号（第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十三年五月二十三日

- 一 縦覧開始の日 平成二十三年五月二十四日（縦覧期間二週間）
二 縦覧場所 静岡県浜松市浜北区内野台四丁目四十一番五号 独立行政法人都市再生機構浜北都市開発事務所
三 縦覧時間 午前九時から午後五時二十五分まで

兵庫県多可郡多可町八千代区下野間字龜ヶ谷
九三八番一 一号から三十号まで及び四十二号九三八番三 四十号及び四十一号
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 谷ノ口川
（二）砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県多可郡多可町八千代区赤坂字谷ノ口
七六番一三から七六番一四まで
七六番三五から七六番四〇まで
□ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県多可郡多可町八千代区赤坂字谷ノ口
七六番二四 一号及び四号
七六番二二 二号
七六番三七 三号
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 赤石川
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十三年国土交通省告示第六十二号で指定した土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第五百二十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月二十三日
国土交通大臣 大畠 章宏
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 龜ヶ谷川
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県豊岡市赤石字笹谷
二一九番一から二一九番三まで
二二〇番一及び二二〇番二
二二一番一から二二一番三まで
二二二番一及び二二二番二
二二三番一から二二四番六まで
二二四番一
二二五番一から二二五番六まで
二二六番一から二二六番四まで
二二七番一及び二二七番二
二二八番一から二二八番四まで
二二九番一から二二九番三まで
二三〇番一から二三五番三まで
二三五番一及び二三五番二
二三五番三から二三五番四まで
二三五番五及び二三五番六
二四七番一及び二四七番二
二四八番及び二四九番
二五〇番一から二五〇番三まで
二五一番及び二五一番
二五二番一から二五三番四まで
二五四番一及び二五五番
二五五番一及び二五六番一
二五七番一から二五七番四まで
二五八番
二五九番一から二五九番三まで
二六〇番

○国土交通省告示第五百二十八号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月二十三日
国土交通大臣 大畠 章宏
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東谷川
（二）砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県佐用郡佐用町下石井字東谷口
三六一番四
三六二番四及び三六三番五
三六三番七及び三六三番八
三六五番一
三六六番四
三六七番六
三八三番三
三八四番二
三八四番四

□ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県佐用郡佐用町下石井字東谷口
三六一番一 一号及び四号
三六一番四 一号
三六二番二地先道路敷 三号
○国土交通省告示第五百二十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月二十三日
国土交通大臣 大畠 章宏
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 生名谷
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名
字平間 二六番五 一号
二六番一 二号
二六番二 三号
二九番一 四号
二八番一 五号
六号及び七号
六二番三 八号及び九号
六九番五 十号及び十一号
一一番一 十二号
一三〇番一 十三号
一三三番一 十四号から十六号
一三三番四 十七号
一三三番三 十八号

○国土交通省告示第五百三十号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月二十三日
国土交通大臣 大畠 章宏
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 宮谷
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（昭和二十九年建設省告示第三千三百六十八号で指定した土地の区域を除く。）